

農地中間管理事業手続きについて

手続き	スケジュール
① 地権者と耕作者の間で下記について調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借を行う農地の地名及び地番 ・ 農地を貸したい方の情報（氏名・住所・電話番号） ・ 農地を借りたい方の情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス） ・ 契約内容（10aあたりの賃料・栽培予定の作物・契約年数（5年または10年）） 	協議スタート
② 上記の内容について、申出書へ記入の上、上田市農業政策課へ提出 <p>※必ず当事者間での協議の上、提出してください。提出はどちらからでも可能です。</p>	
③ 農業政策課において内容確認 <p>申出書の内容及び登記簿を確認し、耕作者の要件、農地の権利関係等を確認。 対象農地に仮登記や差押等がある場合は、契約はできません。</p>	②から概ね2週間
④ 市から契約書類（農用地利用集積等促進計画）の送付 <p>内容確認後、市から契約書を作成し、送付します</p>	③から1週間
⑤ 市へ契約書類を提出 <p>契約書類へ記入及び押印の上、市へ提出してください。</p>	④から2週間
⑥ 市から長野県農業開発公社へ契約書類一式を送付 <p>審査及び修正事項等なければ、長野県農業開発公社へ契約書類を送付</p>	毎月20日または30日に送付
⑦ 公社から市へ契約書類を送付 <p>市から送付された契約書類を公社にて再度審査を行い、審査後に公社押印の上、関係書類を市へ送付</p>	⑥の翌月20日付近
⑧ 農業委員会の審議回において、契約内容を審議 <p>公社から契約書類の送付後、上田市農業委員会事務局において審議</p>	毎月末に審議会を実施
⑨ 審議結果を公告 <p>農業委員会の審議後、市において公告を行うことで、契約関係が有効となります。</p>	⑦の翌月1日に公告
⑩ 契約書類の本人控えを送付 <p>契約書類の控えを地権者及び耕作者へ送付します。</p>	

申し出から概ね3カ月で契約となります

